

日本政策金融公庫 中小企業事業 の

危機対応後経営安定貸付

過去の大規模な災害、感染症等の影響を受け、既往債務の返済負担が生じている中小企業者であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる方を支援します。

安心・安全と
持続的な成長

対象者

過去の感染症等の影響を受けて債務の返済負担が重くなっている方

融資限度額

直接貸付

20億円

代理貸付

2億2千5百万円

金利

長期固定

融資期間

運転資金

20年以内

(うち据置期間2年以内)

日本政策金融公庫 中小企業事業の 危機対応後経営安定貸付

ご利用いただける方	ご利用いただける資金	融資限度額	融資利率 ^(注3)	融資期間
過去の大規模な災害、感染症等の影響を受け、次のすべての要件を満たす方 (1) 次のいずれかの貸付制度に係る貸付残高を有すること ①新型コロナウイルス感染症特別貸付 ②新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付 ③危機対応後経営安定貸付 (2) 債務負担が重くなっていること ^(注1) (3) 中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれること	既往債務の返済負担軽減のために必要とする運転資金 ^(注2)	直接貸付 20億円 代理貸付 2億2千5百万円	基準利率(上限 3.0%)	20年以内 (うち据置期間2年以内)

(注1) 一定の要件を満たす必要があります。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。

(注2) 長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含みます。

(注3) 信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。

その他

■保証人 直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。

融資のお申し込み

●直接貸付 日本公庫中小企業事業の窓口にお申し込みください。

●代理貸付 日本公庫の代理店の窓口にお申し込みください。

上記は本制度の概要です。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口または事業資金相談ダイヤルにお問い合わせください。



日本政策金融公庫

中小企業事業

本店 〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-4

<https://www.jfc.go.jp/>

お問い合わせ窓口

事業資金相談ダイヤル

(行こうよ！公庫)

0120-154-505